

岩手県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき岩泉町から受けた平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務の委託を平成27年3月31日をもって廃止した。

平成27年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也